

古川土木事務所庁舎で使用する電気の調達に関する一般競争入札公告

古川土木事務所庁舎で使用する電気の調達について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和7年1月7日

古川土木事務所長 池上 進一

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。

なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

1 一般競争入札に付する事項

（1）調達物品及び予定数量

古川土木事務所庁舎で使用する電気
（予定数量）104,400kWh

（2）購入物品の特質等

入札説明書による。

（3）供給期間

令和7年4月1日（火）0時から令和8年3月31日（火）24時まで

（4）供給場所

飛騨市古川町上野617番地1 古川土木事務所

2 入札参加者の資格に関する事項

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

（3）岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

（4）岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（5）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の小売電気事業者の登録を受けていること。

（6）「令和6年度岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和6年4月1日施行）第5条に該当する者であること。

（7）本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。

3 入札手続等に関する事項

（1）担当部局

〒509-4263 岐阜県飛騨市古川町上野617-1
岐阜県古川土木事務所 総務課管理調整係
電話：0577-73-2911（内線2212）
FAX：0577-73-3346
電子メール：c26011@pref.gifu.lg.jp

（2）入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和7年1月7日（火）から令和7年1月15日（水）までの毎日
（県の機関の休日を除く。） 午前6時から午後11時まで（最終日のみ午後4時までとする。）

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。

（３）競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに岐阜県電子調達システムにより競争入札参加資格確認申請をしなければならない。

紙入札で参加する場合は、競争入札参加資格確認申請書と書面参加申請書を３の（１）まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格確認申請書には、入札説明書で示すところにより、２の（１）から（７）までの競争入札参加資格を証する書類を添付しなければならない。

イ 提出期限 令和７年１月１５日（水）午後４時

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和７年１月２２日（水）までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執行日時までに３の（１）まで提出すること。

（４）入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、会社更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件物品供給に着手し、又は本件物品供給を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

（５）入札の日時及び場所

ア 日時 令和７年１月２９日（水）午後２時００分

入札を電子手続で行う場合は、令和７年１月２８日（火）午後５時までに岐阜県電子調達システムにより入札書を提出すること。

入札を郵便又は信書便で行う場合には、令和７年１月２８日（火）午後５時までに３の（１）へ必着のこと。

イ 場所 岐阜県飛騨市古川町上野617-1

岐阜県古川土木事務所 １階 １－２会議室

（６）開札の日時及び場所

３の（５）に同じ。

（７）契約条項を示す場所

３の（１）に同じ。

（８）入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、岐阜県電子調達システムにて行うものとする。ただし３の（１）の承諾を得た場合に限り、紙による入札を認める。

紙による入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、入札は、本県が示す予定使用電力量と入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書及び入札額算定書に記載された金額（以下、「入札書等記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の入札書等記載金額を持って入札した者とする。

最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便又は信書便又は電子手続による入札を行ったものがある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

最低制限価格設定の有無 無

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。

電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに古川土木事務所あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 談合があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(6) 入札等に関する疑義がある場合は、令和7年1月15日（水）午後4時00分までに質問すること。

(7) 詳細は、入札説明書による。